

様式 2

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(施策名) (1) 男女平等を推進する教育・学習

1 主な施策の取組状況及び評価

文部科学省では、男女平等を推進する教育・学習を推進するため、基本計画の具体的施策の要請に対し以下の取組を実施している。

○ 初等中等教育の充実

・学校教育では、平成 20 年 3 月に小・中学校学習指導要領、平成 21 年 3 月に高等学校学習指導要領を改訂し、引き続き児童生徒の発達段階に応じて、社会科、家庭科、道徳、特別活動等において、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性について指導。例えば、高等学校家庭科では、家族・家庭の意義や社会とのかかわりについて学習する際に、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について指導。

・「食育推進プラン」の充実

平成 18 年 3 月に政府において決定された「食育推進基本計画」等を踏まえ、栄養教諭が中心となり、学校、家庭、地域が連携しつつ、子どもに望ましい食習慣や食の自己管理能力などを身に付けさせることができるよう、学校における食育を推進。(平成 17 年度～)

・日本 P T A 全国協議会・全国高等学校 P T A 連合会・全国国公立幼稚園 P T A 連絡協議会の全国大会等を通じ、男女の性別に関わりなく地域の様々な人材が P T A 活動に参加することの重要性を周知。(平成 18 年～)

○ 高等教育の充実

・「女子中高生の理系進路選択支援事業」において、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流の機会の提供や実験教室、出前授業の実施等、女子中高生の理系進路選択を支援。(平成 18 年度～)

・女性研究者の活躍を拡大するための環境整備についても意見具申している「科学技術の振興及び成果の社会還元に向けた制度改革について」(総合科学技術会議決定)について、全国公私立大学に対して事務連絡及び冊子を送付し、大学における女性研究者の参画を促進するよう協力を要請。(平成 19 年 1 月)

・平成 18 年 1 月 24 日に開催された『平成 17 年度学校法人の運営等に関する協議会』において、「大学における多様な人材の採用等について」の資料を配布・周知。

・平成 12 年 5 月に策定された国立大学協会報告書において「平成 22 年までに女性教員の割合を 20%に引き上げる」という達成目標を設定して以来、国立大学法人に対する調査によると、女性教員の割合は向上。

平成 13 年	7.6%
平成 15 年	8.0%
平成 17 年	9.3%
平成 19 年	11.4%
平成 20 年	11.8%

- ・「独立行政法人日本学生支援機構奨学金事業」において、教育の機会均等の観点から、意欲と能力のある学生等が家庭の経済的状况によって修学の機会が奪われないよう、奨学金事業による支援を実施。

【貸与人員の推移】

平成 18 年度	101 万人
平成 19 年度	102 万人
平成 20 年度	109 万人
平成 21 年度	115 万人

○ 社会教育の推進

- ・「家庭教育支援総合推進事業」において、父親の家庭教育への参加を促進するため、父親の家庭教育への参加を考える集いや、父と子のふれあい交流などを実施するとともに、子育ての悩みを抱える親等に対する情報や学習機会の提供、相談体制の充実等きめ細かな家庭教育支援の取組を実施。(平成 16 年度～平成 19 年度)

・「地域における家庭教育支援基盤形成事業」において、身近な地域において「家庭教育支援チーム」を設置し、情報や学習機会の提供、相談体制の充実、企業等への家庭教育出前講座の開催をはじめとするきめ細かな家庭教育支援を行うことにより、家庭教育支援基盤の形成を促進するための取組を実施。(平成 20 年度)

・「家庭教育支援基盤形成事業」において、引き続き父親の家庭教育への参加を促進するための学習機会の提供等、家庭教育支援基盤の形成に係る地域の主体的な取組を支援する。

また、「訪問型家庭教育相談体制充実事業」により、悩みを抱え孤立しがちな親や仕事で忙しい親などへの支援のため支援チームが家庭や企業を訪問しての相談対応等を行う効果的な手法開発の取組を実施。(平成 21 年度～)

- ・「女性のキャリア形成支援プラン」において、「キャリア形成支援事業」として、女性が社会で十分能力を発揮し、多様なキャリアを形成するための支援策等について調査研究を行い、その成果を普及。(平成 16 年度～平成 18 年度)

- ・「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、女性のライフプランニングに関する意識形成等を促す学習プログラム開発の課題や、女性が地域おこし・まちづくりに参画するための学習支援の在り方等を検討。(平成 19 年度～平成 20 年度)

- ・「女性のライフプランニング支援総合推進事業」において、地域における女性のライフプランニング支援の体制整備を行うための事業を実施。(平成 21 年度～)

- ・独立行政法人国立女性教育会館での推進

- ◆ 女性関連施設や女性団体等の基幹的指導者を対象に、「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を実施。研修の実施にあたっては「女性関連施設に関する調査研究」の成果を還元。(平成 18 年度～)
- ◆ 「男女共同参画に関する統計の調査研究」を実施し、「男女共同参画統計データブック 2009」を作成。研修にて広範に活用することで、研究成果を還元。(平成 18 年度～平成 20 年度)
- ◆ 「家庭教育・次世代育成支援のためのプログラムに関する調査研究」を行い、他機関・施設で実施されてきた研修・学習プログラムを収集・分析し、新たな支援プログラムを開発するとともに参考資料を作成。(平成 18 年度～平成 19 年度)
- ◆ 「地域活性化に向けた男女共同参画推進に関する調査研究」において、男性の次世代育成支援活動への参画とその促進についての調査を行い、事例集を作成。調査研究の成果をもとに

様式 2

平成 21 年度には「家庭教育・次世代育成支援指導者研修～地域ぐるみの活動と男性の参画を進めるために～」を実施。(平成 20 年度～)

○ 教育関係者の意識啓発

- ・平成 18 年 2 月都道府県・政令指定都市教育委員会の学校教育主管課等関係部局に対し、「社会的性別」(ジェンダー)に係る内閣府の事務連絡や関連する資料をつけた事務連絡を送付し、関係者に周知。
- ・全国社会教育主事研究協議会や都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議等の各種会議において、「社会的性別」(ジェンダー)についての考え方を説明し、教育現場への徹底を要請。
- ・教員養成課程においては、教員を志望する者に対し、従来より日本国憲法の履修を義務づけており、この中で基本的人権についての認識を深めさせるとともに、各大学の判断により「総合演習」等の教職科目においても男女共同参画等の人権教育について分析及び検討等を中心に自らの理解を深めさせるような科目を設置。
- ・独立行政法人教員研修センターでは、各地域の中核となる教員等に対する研修において人権教育を内容に含めるとともに、人権教育指導者養成研修を実施し、各地域における研修講師や指導者を養成。
- ・独立行政法人国立女性教育会館において、大学等のキャリア教育担当者等を対象に、「女性のキャリア形成支援推進研修」を実施。研修の実施にあたっては、「女性のキャリア形成支援のためのプログラムに関する調査研究」の成果を還元。(平成 18 年度～)

○ 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実

- ・「女性のキャリア形成支援プラン」において、キャリア形成支援事業の委託等を行うことにより、女性が社会で十分能力を発揮し、多様なキャリアを形成するための支援策について調査研究を行い、その成果を普及。(平成 16 年度～平成 18 年度)
- ・「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、女性のライフプランニングに関する意識形成等を促す学習プログラム開発の課題や、女性が地域おこし・まちづくりに参画するための学習支援の在り方等を検討。(平成 19 年度～平成 20 年度)
- ・「女性のライフプランニング支援総合推進事業」において、地域における女性のライフプランニング支援の体制整備を行うための事業を実施。(平成 21 年度～)
- ・独立行政法人国立女性教育会館における調査・研修等
 - ◆ 高等教育機関における女性学関連科目等の開講状況について調査を実施し、データベースを作成・公開し、その成果を普及。(平成 13 年度～)
 - ◆ 女性関連施設や女性団体等の基幹的指導者を対象に、「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を実施。研修の実施にあたっては「女性関連施設に関する調査研究」の成果を還元。(平成 18 年度～)
 - ◆ 行政担当者、子育て支援に携わる団体リーダー等を対象に、「家庭教育・次世代育成支援指導者研修」を実施。研修の実施にあたっては、「地域活性化に向けた男女共同参画推進に関する調査研究」の成果の還元。(平成 18 年度～)
 - ◆ 大学等のキャリア教育担当者等を対象に、「女性のキャリア形成支援推進研修」を実施。研修の実施にあたっては、「女性のキャリア形成支援のためのプログラムに関する調査研究」の成果を還元。(平成 18 年度～)
 - ◆ 「男女共同参画に関する統計の調査研究」を実施し、「男女共同参画統計データブック 2009」

様式 2

を作成。館内外で行われる研修にて広範に活用することで、研究成果を還元。(平成 18 年度～平成 20 年度)

- ◆ 高等教育機関における女性学関連科目等の開講状況について調査を実施し、データベースを作成・公開し、その成果を普及。(平成 13 年度～)

2 今後の方向性、検討課題等

これまでの施策の取組状況及び現状分析より、以下の通り今後の方向性及び検討課題を抽出する。

- ・学校教育では、平成 20 年 3 月に改訂した小・中学校学習指導要領、平成 21 年 3 月に改訂した高等学校学習指導要領に基づき、引き続き児童生徒の発達段階に応じて、社会科、家庭科、道徳、特別活動等において、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性について指導をしていく。
- ・PTA活動では、引き続き、日本PTA全国協議会・全国高等学校PTA連合会・全国国公立幼稚園PTA連絡協議会の全国大会等において、男女共同参画の重要性について周知を図っていく。
- ・家庭教育支援では、引き続き、家庭や企業へ訪問をしての情報提供や相談対応、家庭教育に関する学習機会の提供を実施するとともに、仕事などで学習機会に参加できない、家庭教育や子育てに無関心・孤立化しているといった様々な状況の親への効果的なアプローチ手法についての開発に努める。
- ・国立女性教育会館の調査研究及び研修の成果を全国の女性教育関連施設で活用することにより、一層の男女共同参画の推進を図るとともに、国立女性教育会館の調査研究及び研修、交流事業について高い評価を得られるよう引き続き充実を図る。

3 参考データ、関連政策評価等

※ 参考データ等は「1. 主な施策の取組状況及び評価」の中で記載

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(施策名) (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

1 主な施策の取組状況及び評価

文部科学省では、多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実を図るため、基本計画の具体的施策の要請に対し以下の取組を実施している。

○ 生涯学習の推進

- ・各大学における社会人の学ぶ機会を増加させるため、各種機会を通じて各大学の自主的な取組を促進。

【社会人特別選抜】

大 学：475 校 (H17)、483 校 (H18)、495 校 (H19)、511 校 (H20)

大学院：358 校 (H17)、409 校 (H18)、433 校 (H19)

【昼夜開講制】

大 学：64 校 (H17)、60 校 (H18)、49 校 (H19)、43 校 (H20)

大学院：277 校 (H17)、292 校 (H18)、307 校 (H19)、308 校 (H20)

【夜間大学院】

大学院：24 校 (H17)、28 校 (H18)、28 校 (H19)、28 校 (H20)

【公開講座】

大 学：715 校 (H17)、684 校 (H18)、675 校 (H19)

- ・時間・空間的な制約を受けない高等教育の機会の提供の推進

- ◆ 放送大学では、国民の多様化するニーズに対応した学習機会を提供。1985 年度の学生受入れ開始以来、これまで学んだ学生は 115 万 3,461 人に上り、5 万 7,889 人の卒業生及び 2,422 人の修了生を輩出。

【学部累計卒業生数・大学院累計修了者数】

平成 18 年度 卒業生数：4 万 7,621 人 修了者数：1,610 人

平成 19 年度 卒業生数：5 万 2,730 人 修了者数：1,999 人

平成 20 年度 卒業生数：5 万 7,889 人 修了者数：2,422 人

- ◆ 教員や看護師の関連免許取得等に対する支援や、一定の科目を学んだ学生に対し学位以外の履修証明（認証状）を与える科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）を推進（平成 18 年度～）。

【認証状取得者数】

平成 18 年度 223 人

平成 19 年度 1,092 人

平成 20 年度 2,848 人

- ◆ 通信教育を行う大学・大学院数（出典：学校基本調査）

平成 17 年度 大学：34 校 大学院：18 校

平成 18 年度 大学：35 校 大学院：18 校

平成 19 年度 大学：39 校 大学院：22 校

平成 20 年度 大学：40 校 大学院：24 校

- ・単位制高等学校の設置促進

関係会議等において単位制高等学校の意義・理念を周知するなど、単位制高等学校の設置促進

様式 2

を図っており、年々増加。

【単位制高等学校の設置数】

平成 17 年度 679 校

平成 18 年度 738 校

平成 19 年度 807 校

平成 20 年度 857 校

・学校施設の開放促進等

- ◆ 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な方々の参画を得て、学習活動や様々な体験・交流活動等を推進する「地域子ども教室」を実施。（平成 16 年度～平成 18 年度）

平成 17 年度：約 8,000 カ所

平成 18 年度：約 8,300 カ所

- ◆ 放課後や週末における子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、学習やスポーツ・文化活動等の取組を実施する「放課後子ども教室推進事業（放課後子どもプラン）」を開始。（平成 19 年度～）

平成 19 年度：約 6,200 カ所

平成 20 年度：約 7,900 カ所

平成 21 年度：約 8,700 カ所

・青少年の体験活動等の充実

- ◆ 「豊かな体験活動推進事業」において、学校における様々な体験活動を推進。（平成 14 年度～）

平成 18 年度： 923 校

平成 19 年度： 1,171 校

平成 20 年度： 627 校

- ◆ 総務省・農林水産省と連携して実施する「子ども農山漁村交流プロジェクト」として、自然の中での長期宿泊体験事業（農山漁村におけるふるさと生活体験推進校）を実施。（平成 20 年度～）。

平成 20 年度： 178 校（上記「豊かな体験活動推進事業」平成 20 年度の校数の内数）

- ◆ 「地域ボランティア活動推進事業」において、地域におけるボランティア活動の全国展開を推進し、地域の教育力の再生を図る。（平成 17 年度～平成 18 年度）

(1) 高校生対象事業

定期的又は長期休業期間中に、ボランティア活動を実施。

（例）老人ホームにおける清掃活動や、介助支援活動など。

(2) 市町村ぐるみ事業

市民全般を対象に、定期的又はある程度長期にわたりボランティア活動を実施。

（例）町内の防犯パトロール活動や、公園などの清掃や花植えなどの環境美化活動など。

(3) ボランティア活動支援センターの機能を充実

地域の大学、企業等との連携・協力を図り、ボランティア活動支援センターの機能を充実する取組を実施。

（例）ボランティア活動希望者と受入先とのマッチングの支援など。

- ◆ 「ボランティア活動広報啓発・普及事業」において、「全国ボランティア活動推進フォーラム」を開催して優良事業の成果発表や表彰を行ったり、ポスターの作成やホームページの開設等を通じた全国規模での広報啓発・普及活動を実施。（平成 18 年度）

- ◆ 青少年が自立した人間として成長することを支援するため、青少年の行動の原動力である意欲や、職業的自立の礎となる社会性を育む自然体験や社会体験など体験活動の充実を図る「青少年の意欲向上・自立支援事業」を実施。（平成 19 年度）

次代を担う自立した青少年の育成を図るため、青少年の長期自然体験活動の指導者養成等

様式 2

に取り組むとともに、青少年の様々な課題に対応した体験活動を推進する「青少年体験活動総合プラン」を実施。(平成 20 年度～)

・民間教育事業との連携

広く国民一般に生涯学習に係る活動を実践する場を全国的な規模で提供する「生涯学習フェスティバル」を開催。(平成元年度～)

・高度情報を通信ネットワーク社会に対応した教育の推進

- ◆ 学習指導要領において、小学校段階では、各教科等の指導に当たって、「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ適切に活用する学習活動を充実する」こととしている。中学校・高等学校段階においては、「情報手段を積極的にできるようにするための学習活動の充実に努める」ことを明記。(平成 14 年度～)

＜小学校の新学習指導要領：平成 21 年度より一部先行実施＞

「総則」に「コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作を身に付ける」ことや「情報モラルを身に付け」ることを新たに明記した。

＜中学校の新学習指導要領：平成 21 年度より一部先行実施＞

「総則」に、コンピュータや情報通信ネットワークを「適切かつ主体的、積極的に活用できるようにする」ことや「情報モラルを身に付け」ることを新たに明記した。

＜高等学校の新学習指導要領：平成 22 年度より一部先行実施予定＞

「総則」に「適切かつ実践的、主体的に活用できるようにする」ことや「情報モラルを身に付け」ることを新たに明記した。なお、高等学校の共通教科「情報」について、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育成する観点から、従来の 3 科目の内容を再構成し、「社会と情報」「情報の科学」の 2 科目構成（選択必修）とした。

- ◆ 「教育用コンテンツの活用・奨励事業」において、インターネットを有効的・総合的に活用し、教育の質の向上に資する優れた実践事例について顕彰を行うとともに、教育上価値が高く、学校教育又は社会教育に利用されることが適当と認められる教育用コンテンツを選定し、その普及・促進を図る。(平成 15 年度～)

◆ メディアを通じた生涯学習コンテンツ普及事業

メディアを通じた生涯学習コンテンツの利活用及びコンテンツの制作・配信等に係る企画等について有識者等において審査を行い、選ばれた企画について、コンテンツの制作及び多様なメディアを活用した配信を行う。配信されたコンテンツ等については、ユーザーや第三者機関による評価等を実施する。(平成 20 年度～)

・現代的課題に関する学習機会の充実

社会教育施設が中核となり、地域における課題を総合的に把握した上で、事業の企画、実施、評価を一体的に行うモデル事業を実施。(平成 16 年度～平成 18 年度)

(実績) 平成 17 年度：30 地域

平成 18 年度：13 地域

・大学における専修学校での学習成果の適切な評価

大学において、専修学校専門課程における学修を単位として認定する制度を設けている学校数は、次の通りである。(平成 19 年度)

- 2 年以上の学修によって単位を認定する・・・187 大学 (約 26%)
- 2 年以上の学修を入学前の既修得単位として認定する・・・263 大学 (35%)
(文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について (平成 19 年度)」より)

○ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実

・「専修学校を活用した再チャレンジ支援推進事業」における「女性の再チャレンジ支援プログラム」等において、子育て等により就業を中断した女性等に対し、専修学校の持つ職業教育機能を

様式 2

活用して学習機会の提供を行い、その成果を普及。(平成 18 年度～)

・「再チャレンジのための学習支援システムの構築」等において、出産・育児後の女性等を対象に、身近な場所で再チャレンジのための学習機会の提供などを実施。(平成 19 年度～平成 20 年度)

・「女性のキャリア形成支援プラン」において、キャリア形成支援事業の委託等を行うことにより、女性が社会で十分能力を発揮し、多様なキャリアを形成するための支援策について調査研究を行い、その成果を普及。(平成 16 年度～平成 18 年度)

・「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、女性のライフプランニングに関する意識形成等を促す学習プログラム開発の課題や、女性が地域おこし・まちづくりに参画するための学習支援の在り方等を検討。(平成 19 年度～平成 20 年度)

・「女性のライフプランニング支援総合推進事業」において、地域における女性のライフプランニング支援の体制整備を行うための事業を実施。(平成 21 年度～)

・独立行政法人国立女性教育会館における学習機会の充実等
女性教育のナショナルセンターとしての役割を果たすため、内外の関係機関・団体等とのネットワークの拡大を図り、国立女性教育会館が真に担うべき事業を重点化し、事業や調査研究等を実施。

- 「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」(平成 18 年度～)
- 「女性のキャリア形成支援推進研修」(平成 18 年度～)
- 「配偶者からの暴力等に関する相談員研修」(平成 18 年度～平成 20 年度)
- 「男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム」(平成 18 年度～)
- 「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」(平成 17 年度～)
- 「アジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」(平成 18 年度～)
- 「女性のキャリア形成支援サイト」(平成 17 年度～)
- 「人身取引とその防止・教育・啓発に関する調査研究」(平成 17 年度～18 年度)
- 「人身取引と多面的防止・教育・啓発に関する調査研究」(平成 19 年度～20 年度)
- 「人身取引の防止のための教育・啓発と連携方策に関する調査研究」(平成 21 年度～)
- 「女性アーカイブセンター機能に関する調査研究」に基づき、平成 20 年度に女性アーカイブセンターを開設。(平成 17 年度～)

○ 進路・就職指導の充実

・進路指導の充実

- ◆ 小・中・高等学校で一貫したキャリア教育を行うための組織的、系統的な指導内容・指導方法等の開発を調査研究内容とした「新キャリア教育プラン推進事業」を実施。(平成 16 年度～平成 18 年度)
- ◆ 中学校を中心に 5 日間以上の職場体験を「キャリア・スタート・ウィーク」として取り組むとともに、地域の協力体制を構築する「キャリア教育実践プロジェクト」を実施。(平成 17 年度～平成 20 年度)
- ◆ 高等学校、特に普通科におけるキャリア教育を充実するため、「高等学校におけるキャリア教育の在り方に関する調査研究」を実施。(平成 19 年度～平成 21 年度)
- ◆ 「キャリア教育実践プロジェクト」を通して得た課題に対する解決策を提示し、普及・定着を図るために、小・中学校の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育プログラムの開発などの調査研究を行う「発達段階に応じたキャリア教育支援事業」を実施する。(平成 21 年度～)
- ◆ キャリア教育の指導内容・指導方法・各教科等との関連について、中学校における指導との系統性を確保するため、小学校教員を対象とした指導資料を作成・配布。(平成 21 年度)

・職業意識の醸成、意識啓発の実施

- ◆ インターンシップの普及・促進のため、インターンシップ推進フォーラムを開催。(平成 12 年度～)
- ◆ 大学等におけるインターンシップ実施状況 (平成 19 年度)
 - 大学 504 校 (67.7%)、49,726 人
 - 短期大学 170 校 (43.6%)、4,968 人
 - 高等専門学校 61 校 (100%)、8,674 人
- ◆ 「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、女性のライフプランニングに関する意識形成等を促す学習プログラムを開発の課題を検討。(平成 19 年度～平成 20 年度)
- ◆ 「女性のライフプランニング支援総合推進事業」において、地域における女性のライフプランニング支援の体制整備を行うための事業を実施。(平成 21 年度～)

・理工系分野等でのチャレンジ支援を推進

- ◆ 「女子中高生の理系進路選択支援事業」において、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流の機会の提供や実験教室、出前授業の実施等、女子中高生の理系進路選択を支援。(平成 18 年度～)
- ◆ 「女性のキャリア形成支援プラン」において、科学技術分野への進路選択支援に関する先進事例の調査・提供等を行い、社会教育関係者などに向けた取組のモデルプログラム事例集を作成することなどにより、女性の多様なキャリア形成支援の取組の充実を図る。(平成 18 年度)
- ◆ 「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、「女性の理工系進路選択支援に関する調査研究」を実施し、科学技術分野における女性の進出促進を支援するため、男女共同参画の視点に基づいた女子生徒の関心・理解増進を図る効果的な方策を検討し、社会教育施設担当者が活用可能な普及啓発資料を作成する。(平成 19 年度～)
- ◆ 独立行政法人国立女性教育会館は、日本学術会議「科学と社会委員会 科学力増進分科会」等との共催で、科学技術分野への進路選択を支援する事を目的に、「女子高校生夏の学校」(平成 18 年度～平成 19 年度)、「女子中高生夏の学校」(平成 20 年度～平成 21 年度)を開催。
- ◆ 独立行政法人国立女性教育会館「女性のキャリア形成支援サイト」において、研究者・技術者、NPO リーダーなど多様な女性のロールモデル事例等を提供。(平成 17 年度～)

・就職指導の充実

- ◆ 「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」において、社会的要請の強い政策課題に対応し公募テーマを設定、優れたインターンシップ・キャリア教育等の取組を実施する大学等を支援。
 - 【テーマ「人材交流による産学連携教育」】
 - 平成 17 年度：申請 49 件、選定 8 件 (平成 17 年度～平成 18 年度)
 - 【テーマ「実践的総合キャリア教育の推進」】
 - 平成 18 年度：申請 176 件、選定 33 件 (平成 18 年度～平成 20 年度)
 - 平成 19 年度：申請 153 件、選定 30 件 (平成 19 年度～平成 21 年度)
- ◆ インターンシップの更なる定着に向けた質の向上を図るため、「インターンシップの導入と運用のための手引き」を作成。大学、短期大学、高等専門学校へ配布。
- ◆ 女子学生を含む学生に対する就職支援として「全国就職指導ガイダンス」を開催。(年 2 回開催、平成 19 年 6 月・11 月、平成 20 年 6 月・11 月)
- ◆ 関係会議などで、大学等に対して、学生に対する就職指導の際、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った配慮を行うよう、また、学生への就職指導に当たっては、ハローワークなどの外部関係機関と連携を図るよう要請。
- ◆ 平成 19 年度大学等卒業予定者の就職・採用活動のルールを協議する際に、実質的な就職・採用活動の開始時期や内定時期について、大学教育へ十分配慮するよう、企業側に要請。

様式 2

- ・各経済団体等への協力要請
- ◆ 経済団体等に対し、女子生徒が男子生徒と実質的に均等な機会が与えられるよう格別の配慮を要請。
平成 21 年 3 月末高等学校卒業者の就職率：93.2%
(男子：95.5% 女子：90.2%)
- ◆ 文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省職業安定局長連名により、「平成 22 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始日等並びに文書募集開始時期等について」を通知。新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等について、全国高等学校長協会、主要経済団体、文部科学省、厚生労働省において検討し、決定したことを周知するとともに適正な推薦・選考が行われるよう要請。(文部科学省、厚生労働省 平成 21 年 3 月)

2 今後の方向性、検討課題等

これまでの施策の取組状況及び現状分析より、以下の通り今後の方向性及び検討課題を抽出する。

○生涯学習の推進

- ・放課後子ども教室推進事業（放課後子どもプラン）については、引き続き、子どもたちの安全・安心な居場所を確保するとともに、地域の人々との交流の機会を設け、子どもたちの豊かな人間性を育む環境を醸成することにより、地域の教育力の向上が図られるよう努める。
- ・放送大学においては、多様な学習ニーズに対応した教育内容の充実を図るため、放送のデジタル化を活かした質の高い大学教育の機会を提供していく。
- ・情報教育充実のため、新学習指導要領の円滑かつ確実な実施を目指す。なお、小学校の完全実施は平成 23 年度から、中学校の完全実施は平成 24 年度からの予定。高校については平成 25 年度の入学生から段階的に実施予定。

○エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実

- ・男女共同参画の更なる推進のために、独立行政法人国立女性教育会館において、地域における男女共同参画の推進を担うリーダーの育成、男女共同参画に係る調査研究の実施、国内外の男女共同参画に係る情報収集・提供等の役割を引き続き担う。
- ・各ライフステージの女性が、長期的な視点で自らの人生設計を行い、将来の見通しを持ち、人生の各段階において自らの能力を開発できるような女性のライフプランニング支援の充実を図る。

○進路・就職指導の充実

- ・勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な能力等を育成する義務教育段階からのキャリア教育の推進に努める。
- ・児童生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身につけることができるよう指導・援助を行う進路指導の充実を図る。
- ・引き続き理工系分野等でのチャレンジ支援を推進する。

3 参考データ、関連政策評価等

※ 参考データ等は「1. 主な施策の取組状況及び評価」の中で記載